

## 【名取市税よもやまばなし・第41回】

今回は、  
【確定申告用納付確認書】のお話です。

タックス君： 納付した国民健康保険税の領収書を無くしちゃった。  
確定申告をするのに社会保険料控除額がわからない。どうしよう。

税子さん： それなら「確定申告用納付確認書」を取得すれば確認できるわ。  
その年の1月から12月の間に普通徴収<sup>※1</sup>で納めた社会保険料<sup>※2</sup>の金額が記載されているの。

タックス君： それは便利だね。  
どうやって取得できるのかな？

税子さん： 令和6年分までは、普通徴収で社会保険料を納付した人は、申請しなくても翌年の1月下旬頃に郵送で届くわ。  
それよりもはやく必要な場合は、税務課窓口または郵便で申請してね。

タックス君： そうなんだ。  
「令和6年分まで」ってことは令和7年分からは変わるの？

税子さん： そのとおりよ。  
毎年1月下旬に郵送されていたけれど、申告に書類の添付は不要なため令和7年分から送付が廃止されるの。領収書は大切に保管しておいてね。  
見当たらないなどで、必要な場合は税務課窓口か郵送で申請してね。

郵便で申請する場合は、こちらをご覧ください。

郵便申請について (<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1300.html>)

※1 年金天引き・給料天引き以外の方法（納付書払いや口座振替等）で納付すること。

※2 納付確認書に記載されるのは国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の金額です。

**問** 名取市総務部税務課収納管理係  
電話 022-724-7115